

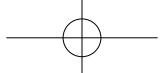
グローバル・ハイパガミー?
—台湾に嫁いだベトナム人女性の事例から—
横田祥子

Global Hypergamy?:
A Case Study of Vietnamese Female
Spouses in Taiwan

YOKOTA Sachiko

The goal of this study was to examine whether marriage immigrants into Taiwan achieve “global hypergamy” or not. International marriage of Han Taiwanese men with foreigners became common in Taiwan beginning at the end of the 1980s, i.e. after the abolition of the martial law. The female spouses are chiefly from Mainland China, followed by Southeast Asian countries such as Vietnam, Indonesia, Thailand, and Cambodia. Anthropologists and Sociologists have assumed that those female marriage immigrants intend to achieve “global hypergamy,” across the gap of economic growth between Taiwan and their homelands. However, this is not what actually occurs in many cases I researched, because these women’s Taiwanese husbands are apt to belong to the lower class of citizenry, and also the immigrants themselves tend to have poor academic backgrounds, leaving them eligible for only bottom-level jobs in Taiwan. They are engaged in part time jobs in farm fields, factories, restaurants, or in any other side job at home (machine assembly etc.), with the incomes below national average. In the case of the Vietnamese marriage immigrants, women can improve the economic conditions of their families to some extent by sending money home, whereas they themselves tend to remain in the same lower-class positions as their husbands.

キーワード：国際結婚、グローバル・ハイパガミー、結婚移民、ベトナム人女性、台湾



はじめに

台湾では、1990年代以降中国大陆・東南アジア系女性と台湾人男性との結婚が増加し、2003年には結婚全体の約3割を占めるまでに上った。このように男性が海外に配偶者を求めるようになった背景には、ひろくは先進諸国で起こっている女性の就労構造の変化に伴う再生産労働負担者の不足がある。アジアNIEsの一員である台湾でも、女性の社会進出や高学歴化に伴い、再生産領域を担う労働力不足が生じる一方で、女性の未婚化、非婚化が進行している。ことに、再生産領域は主として女性の領域であったため、女性の労働移民と結婚移民が必要とされたのである。

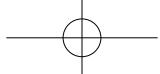
他方、移動する女性にとっても、こうした結婚は新たな生存戦略を提供している。女性たちが海外に嫁ぐ際、よりよい暮らしへの欲求、就業機会の拡大、収入の増加や親族への経済的援助を念頭に置いていることは、多数のケースにおいて認められるところである。このように、より通貨力の高い国への結婚移民は、グローバル化に伴う「ハイパガミー（上昇婚）」を実践していると称されている。

しかしながら、彼女らの夫は必ずしも当地で経済的・社会的に高い階層に属するとは限らない。夫の経済力が弱く、低い階層に属する場合、妻は婚入先の社会において様々な困難——言語・文化の相違に起因する社会適応の課題と移民に割り当てられた労働——と相まって、しばしば出身社会においてよりも厳しい状況に置かれる。果たして、結婚移民は一概に「グローバル・ハイパガミー」を達成していると言えるのであろうか。

本稿は結婚を契機とした女性の越境移動に伴う経済的・社会的ステータスの変化について議論することを目的としている。主として取り扱う対象は、台湾へ移入した東南アジア系女性のうち最も多いベトナム人女性とその台湾人夫である。なお、本稿が依拠するデータは、2007年8月～10月にかけて筆者が台湾中部の台中県および北部・台北市において行なった調査に基づくものであり、調査では主に標準中国語を用いた。

1. ハイパガミーと国際移動を伴う結婚

いわゆる「移民の女性化」は、1970年代以降のグローバリゼーションの

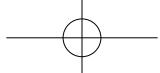


グローバル・ハイパガミー？

進行と、開発途上国や旧社会主義・共産主義諸国を巻き込んだ世界的な労働市場の統合とともに発生した。そこで、生産領域のみならず再生産領域の市場化が進行し、女性の家事労働移民の需要が高まった。また、従来女性の移民といえば、男性の移動に付随する現象として考えられてきたが、「これらの研究が女性移民のエンパワーメントという実践的関心と結びついており、女性移民をマクロな構造に受動的に反応する存在としてではなく主体的な行為者として描こう」（上杉 2005: 243）したことにより、「移民の女性化」が学術的関心の俎上に上った。

「移民の女性化」の一環に結婚移民がある。結婚移民は「戦争花嫁」や「写真花嫁」、「メールオーダー・プライド」をも含んでいる。「戦争花嫁」とは、女性が駐留していた戦勝国の軍人男性に嫁ぐ結婚であり、日本でも戦後から 1960 年代までみられた。「写真花嫁」とは、主にアメリカへ移住した沖縄人男性に写真だけの見合いを済ませて嫁いだ女性たちのことを指す。「メールオーダー・プライド」とは、主としてインターネット・サイトで見合いをした男女が文通を行なった後、結婚し女性側が男性の出身国に嫁ぐものである。このように結婚移民は対面的関係になかった男女が結婚を契機として、主に女性が国境を越えた移動を行う移民形式と定義できるであろう。

近年台湾以外の東アジア諸国では、韓国へはベトナムから、日本へは中国、韓国、フィリピン、タイなどから女性が結婚を機に移動している。このように経済的格差を背景とした移動を、人類学者のコンスタブルは「グローバル・ハイパガミー」と呼んでいる。ハイパガミーとは、元々文化人類学的研究では「婚姻の成立に際し、男性およびその親族が女性およびその親族よりも、その社会にとって重要な特定の意味で、支配的であることを条件にする場合に生じうる通婚の様態」（佐々木 1994: 581）と定義されている。コンスタブルは、さらに発展させて「結婚による移動はたいていより離れた、あまり発展していない場所から、徐々に発展しておりあまり孤立していない場所へ、または、貧しくあまり発展していない地球の南から、豊かな北へと花嫁が移動する」とし、これを「グローバル・ハイパガミー」と定義した（Constable 2005: 10）。国際結婚の事例では、特定の親族



異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

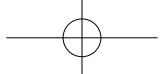
間において「女性の交換」がなされているほどではないが、国境を跨り形成された親族間のネットワークを利用した第二、第三の国際結婚が行なわれている。また、佐々木の定義に従うと、「特定の意味で支配的である条件」とは、この場合主に経済的格差の優位性を指す。

漢族¹⁾のハイパガミーについて考えてみると、中国の漢族では一般的ではなかったとラブレーは報告している。中国では「門当戸對」〈men dang hu dui、中国語〉といい、地位や経済力が相当する家族同士の結婚が望ましいとされてきた。ハイパガミーは、父系社会において家族間に利益の不均衡がある場合に生じるものであり、花嫁およびその家族は姻族から利益を引き出すことが可能であるが、花婿側にとってみれば花嫁の社会的地位は花婿にほとんど影響しない(Lavley 1991: 288)。

では、地位や経済力に歴然たる差がみられる「結婚」とはいかなるものであったのだろうか。漢族において、結婚と養取はいくつかの方式がある。一つは通常の結婚、二つ目は「童養媳」(養取と婚姻が結びついた制度)、三つ目は招婿婚、四つ目は内縁婚である。

ルビー・ワトソンは香港の事例から、嫁取り婚、内縁婚、童養媳と女奴隸の獲得における儀礼的差異、権利上の差異を分析した。彼女によると、内縁婚では通常の結婚にみられるような儀礼を遂行しない。さらに、内縁の妻は持参財を持たず、夫の家に入る際に生家との関係は断絶する。内縁婚の獲得は、しばしば売春宿やプローカー、親から、現金と引き換えになされる。このように内縁の妻の獲得は「娶る」ではなく、「買」〈mai、広東語〉(買う)と表現される。また内縁婚の目的は生命再生産であるという(Watson 1991: 239)。

ルビー・ワトソンは香港の事例に立脚しているが、今日台湾社会ないし台湾漢族の家庭における結婚移民の遭遇を検討する上で非常に示唆的である。というのも、今日台湾の国際結婚においても、外国人の嫁を男性の家に娶り入れる際、通常の結婚にあるような儀式ではなく、結婚を正式なものとして宣言する宴会もごく小規模でしか執り行われないからである。結婚移民はしばしば、「買って来た嫁」と称され、上記の内縁の妻と類似している。



グローバル・ハイパガミー？

他方、南部ベトナムの婚姻慣行として、メコンデルタ・カントー省のある村落では、基本的に末息子が両親と居住し扶養の責任を負う。結婚に際し男性側は婚資の支払が義務付けられているが、女性は普通持参財を持たない（渋谷 2000：31）。カントー省といえば、台湾へ婚出しているベトナム人女性の代表的な出身地である。地域的差異の存在は軽視できないが、持参財の有無について台湾－ベトナム間では大きく異なることが分かる。持参財を持たない婚入は、台湾では通常の結婚として認められないものであり、婚入した女性を「買」ってきたものと考える。他方、ベトナム側では持参財を持たないことは当然の慣行である。このように、婚資と持参財の給付の均衡は、東南アジア系女性に対する差別的処遇に一部作用しているものと思われる（横田 2006）。

2. 台湾における国際結婚

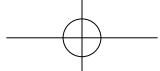
2-1. 国際結婚の概観

本節では、結婚を契機に台湾へ移入する移民の規模を、統計資料を元に紹介したい。ここでは、1980 年代以降主として台湾へ移入している外国籍配偶者を中心にその系譜をたどることとし、海外へ配偶者として移出した人々については議論しない。

表 1 は、1987 年から 2007 年にかけて、台湾人と結婚した外国籍配偶者の累積数を表している。ここから、女性の中国籍（香港・マカオを含む中華人民共和国籍）および外国籍配偶者の数は、中国、ベトナム、インドネシアの順に多いことがわかる。1987 年に統計が開始されてから 2007 年末

表 1 国籍、性別外国籍配偶者累積数（1987～2007 年）²⁾

| | 中国 | ベトナム | インドネシア | タイ | フィリピン | カンボジア | 日本 | 韓国 | その他 | 合計 |
|---|---------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|---------|
| 男 | 16,255 | 144 | 351 | 2,748 | 377 | 4 | 1,212 | 203 | 5,003 | 26,297 |
| 女 | 246,166 | 77,836 | 25,773 | 6,216 | 5,763 | 4,498 | 1,428 | 635 | 4,428 | 150,741 |
| 計 | 262,421 | 77,980 | 26,124 | 8,962 | 6,140 | 4,502 | 2,640 | 838 | 9,431 | 399,038 |

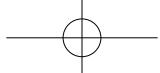


異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

表2 新規結婚登録者の国籍・男女別人数(1998~2007年)³⁾

| 年度 | | 総計 | 本国籍 | 中国籍 合計 | 大陸 | 香港・ マカオ | 外国籍 合計 | 東南 アジア | その他 |
|------|----|---------|-------------------|------------------|------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 1998 | 新郎 | 145,976 | 143,667 | 511 | 382 | 129 | 1,798 | — | — |
| | 新婦 | 145,976 | 125,380 | 11,940 | 11,785 | 155 | 8,656 | — | — |
| 1999 | 新郎 | 173,209 | 170,412 | 844 | 697 | 147 | 1,953 | — | — |
| | 新婦 | 173,209 | 143,743 | 16,745 | 16,591 | 154 | 12,721 | — | — |
| 2000 | 新郎 | 181,642 | 178,520 | 846 | 686 | 160 | 2,276 | — | — |
| | 新婦 | 181,642 | 139,798 | 22,782 | 22,611 | 171 | 19,062 | — | — |
| 2001 | 新郎 | 170,515 | 167,115 | 983 | 834 | 149 | 2,417 | 806 | 1,611 |
| | 新婦 | 170,515 | 127,713 | 25,814 | 25,682 | 132 | 16,988 | 16,706 | 282 |
| 2002 | 新郎 | 172,655 | 168,289 | 1,598 | 1,436 | 162 | 2,768 | 1,035 | 1,733 |
| | 新婦 | 172,655 | 128,008 | 27,308 | 27,167 | 141 | 17,339 | 17,002 | 337 |
| 2003 | 新郎 | 171,483 | 165,482 | 3,207 | 3,060 | 147 | 2,794 | 1,044 | 1,750 |
| | 新婦 | 171,483 | 122,850 | 31,784 | 31,625 | 159 | 16,849 | 16,307 | 542 |
| 2004 | 新郎 | 131,453 | 128,277 | 405 | 256 | 149 | 2,771 | 921 | 1,850 |
| | 新婦 | 131,453 | 103,319 | 10,567 | 10,386 | 181 | 17,567 | 17,182 | 385 |
| 2005 | 新郎 | 141,140 | 138,001 | 452 | 282 | 170 | 2,687 | 751 | 1,936 |
| | 新婦 | 141,140 | 115,852 | 14,167 | 13,976 | 191 | 11,121 | 10,703 | 418 |
| 2006 | 新郎 | 142,669 | 139,455 | 506 | 323 | 183 | 2,708 | 579 | 2,129 |
| | 新婦 | 142,669 | 121,953 | 13,900 | 13,641 | 259 | 6,816 | 6,371 | 445 |
| 2007 | 新郎 | 135,041 | 131,900 (97.7) | 551 (0.4) | 371 (0.3) | 180 (0.1) | 2,590 (1.9) | 452 (0.3) | 2,138 (1.6) |
| | 新婦 | 135,041 | 113,482 (84.0) | 14,595 (10.8) | 14,350 (10.6) | 245 (0.2) | 6,964 (5.2) | 6,500 (4.8) | 464 (0.6) |

* 2007年度括弧内は全体に占める割合を示す。単位: %



グローバル・ハイパガミー？

まで、新規登録された中国、外国籍配偶者の累計は400,895人に上っている。ただし、この数は離婚者・再婚者数を含む累計である。

次に表2から、台湾人男性と中国籍・外国籍配偶者の新規結婚数は2000年から全体の2割を超える、2003年にピークを迎えたことが分かる。2003年、その数は結婚全体の28.36%に上った。その後、2004年以降国際結婚の登記に際して、偽装結婚の防止や男性の扶養能力の有無を確かめるため審査基準が厳格になった。これを受けた2004年度以降、国際結婚の数は徐々に減少している。

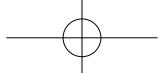
表1,2から分かるように、中国籍配偶者数（香港、マカオも含む）は圧倒的に多く、262,421人に上っている。これは1987年戒厳令解除後、台湾人の中華人民共和国への親族訪問が解禁されたことに由来する（朱、劉2005: 180）。当初中国籍女性と結婚した台湾側男性は主に外省人の高齢退役軍人であった。対岸への親族訪問が自由化された後、外省人の退役軍人は故郷を訪れ、老後の連れ合いとして、あるいは家督相続者の出産を期待して中国大陆出身の女性と結婚した。

しかし、親族訪問解禁と同時に本省人も中国へ観光、投資を行なうようになったため、現在は台湾人配偶者側のエスニシティに偏りが見られなくなっている（ibid.）。解禁後、結婚登録をした中国籍配偶者は1993年には4,162人であったが、2003年には39,940人にまで増加した（表3）。

しかし、中国籍配偶者の移住は就労目的の偽装結婚や政治問題もあるため、あまり歓迎されていないのが実情である。1992年以降中国籍配偶者を

表3 在留資格別元・現中国籍配偶者累積数（1987～2007年）⁴⁾

| 合計 | | | 旅行証 | | | 居留証 ⁵⁾ | | |
|--------------------|--------|---------|--------------------|-------|---------|-------------------|-------|--------|
| | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 |
| 262,421 | 16,255 | 246,166 | 114,270 | 7,077 | 107,193 | 97,613 | 5,569 | 92,053 |
| 依親居留 ⁶⁾ | | | 長期居留 ⁷⁾ | | | 定居証 ⁸⁾ | | |
| 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 |
| 58,454 | 1,659 | 56,795 | 39,159 | 3,901 | 35,258 | 50,538 | 3,618 | 46,920 |



異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

表4 在留資格別元・現外国籍配偶者累積数(1987~2007年)⁹⁾

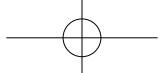
| 合計 | | | 国籍取得 | | | 外僑居留 ¹⁰⁾ | | |
|---------|--------|---------|--------|-----|--------|---------------------|-------|--------|
| | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 |
| 136,617 | 10,042 | 126,575 | 60,726 | 353 | 60,373 | 75,891 | 9,689 | 66,202 |

「配偶者」として受け入れ始めてから、台湾政府は居留ビザの年間発給数を定めてきた。発給定額は、1992年には240であったが、1999年以降は3,600に定められている。中国籍配偶者の台湾定住については次のような法規がしかれている。(1) 結婚登録後二年間の家族滞在許可、満四ヶ月で健康保険に加入ができる。(2) 結婚満二年経つか子供を出産した場合、家族滞在居留ビザを取得できる。(3) 家族滞在満四年を迎える毎年183日以上台湾に滞在すると、長期居留ビザを取得できる。(4) 長期居留が満二年を迎える毎年183日以上滞在すると「定居証」(中華民国国籍取得に相当)を取得できる。(5) 3の後、長期居留ビザを取り続け滞在する(行政院大陸委員会2007)。

一方、表4の1987年~2007年の累積統計によると、もと外国籍配偶者は136,617人に上り、約93%が女性である。既に中華民国国籍を取得した女性は60,373人である。

表5は1987年から2007年にかけての各県市における外国籍配偶者累積数から、特に東南アジア系女性数を抜粋したものである。元/現外国籍女性配偶者は、台北県、桃園県、台中県、彰化県の順に多い。これらの地域で外国籍配偶者が高い割合を示している理由についてはさらに検討を待たねばならない。

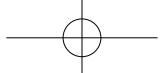
次に出身国別に見てみると、ベトナム人女性は全国平均では6割強だが、台南県、台南市では約75%に上っている。一方、インドネシア人女性は全国平均では約二割を占めるが、新竹県では約5割、苗栗県では約4割、新竹市では約3割に上っている。これらの地域は、台湾内でも客家人が集中する地域であり、インドネシア人女性の多数が華人系で、さらには客家語を話せる地域の出身者が多いことから、インドネシア華人女性に対する



グローバル・ハイパガミー？

表5 県市別および元国籍別女性配偶者累積数（1987～2007年）¹¹⁾

| | 合計 | 割合 | | ベトナム | | インドネシア | | タイ | | フィリピン | | カンボジア | |
|-----|---------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 |
| 各県市 | | | | | | | | | | | | | |
| 総計 | 126,575 | 100.00 | 77,836 | 61.49 | 25,773 | 20.36 | 6,214 | 4.91 | 5,763 | 4.55 | 4,498 | 3.55 | |
| 台北県 | 20,545 | 16.23 | 12,930 | 62.94 | 2,948 | 14.35 | 1,442 | 7.02 | 976 | 4.75 | 441 | 2.15 | |
| 宜蘭県 | 2,616 | 2.07 | 1,852 | 70.80 | 385 | 14.72 | 98 | 3.75 | 66 | 2.52 | 140 | 5.35 | |
| 桃園県 | 13,673 | 10.80 | 6,706 | 49.05 | 3,805 | 27.83 | 1,296 | 9.48 | 897 | 6.56 | 315 | 2.30 | |
| 新竹県 | 4,475 | 3.54 | 1,539 | 34.39 | 2,177 | 48.65 | 258 | 5.77 | 281 | 6.28 | 51 | 1.14 | |
| 苗栗県 | 4,461 | 3.52 | 2,225 | 49.88 | 1,723 | 38.62 | 232 | 5.20 | 115 | 2.58 | 74 | 1.66 | |
| 台中県 | 8,416 | 6.65 | 5,635 | 66.96 | 1,485 | 17.64 | 249 | 2.96 | 297 | 3.53 | 583 | 6.93 | |
| 彰化県 | 8,287 | 6.55 | 5,586 | 67.41 | 1,567 | 18.91 | 284 | 3.43 | 290 | 3.50 | 437 | 5.27 | |
| 南投県 | 4,268 | 3.37 | 2,867 | 67.17 | 880 | 20.62 | 147 | 3.44 | 81 | 1.90 | 246 | 5.76 | |
| 雲林県 | 5,859 | 4.63 | 3,578 | 61.07 | 1,668 | 28.47 | 135 | 2.30 | 103 | 1.76 | 267 | 4.56 | |
| 嘉義県 | 4,892 | 3.86 | 3,315 | 67.76 | 1,140 | 23.30 | 113 | 2.31 | 98 | 2.00 | 183 | 3.74 | |
| 台南県 | 5,853 | 4.62 | 4,380 | 74.83 | 666 | 11.38 | 252 | 4.31 | 183 | 3.13 | 288 | 4.92 | |
| 高雄県 | 7,107 | 5.61 | 5,056 | 71.14 | 1,047 | 14.73 | 281 | 3.95 | 284 | 4.00 | 288 | 4.05 | |
| 屏東県 | 7,031 | 5.55 | 4,176 | 59.39 | 1,566 | 22.27 | 160 | 2.28 | 765 | 10.88 | 242 | 3.44 | |
| 台東県 | 1,276 | 1.01 | 860 | 67.40 | 231 | 18.10 | 26 | 2.04 | 78 | 6.11 | 44 | 3.45 | |
| 花蓮県 | 1,624 | 1.28 | 923 | 56.83 | 482 | 29.68 | 60 | 3.69 | 36 | 2.22 | 59 | 3.63 | |
| 澎湖県 | 846 | 0.67 | 482 | 56.97 | 303 | 35.82 | 3 | 0.35 | 4 | 0.47 | 45 | 5.32 | |
| 基隆市 | 1,965 | 1.55 | 1,397 | 71.09 | 236 | 12.01 | 89 | 4.53 | 68 | 3.46 | 74 | 3.77 | |
| 新竹市 | 2,001 | 1.58 | 976 | 48.78 | 587 | 29.34 | 151 | 7.55 | 134 | 6.70 | 29 | 1.45 | |
| 台中市 | 3,652 | 2.89 | 2,276 | 62.32 | 560 | 15.33 | 163 | 4.46 | 133 | 3.64 | 212 | 5.81 | |
| 嘉義市 | 1,095 | 0.87 | 730 | 66.67 | 188 | 17.17 | 33 | 3.01 | 38 | 3.47 | 72 | 6.58 | |
| 台南市 | 2,525 | 1.99 | 1,884 | 74.61 | 276 | 10.93 | 99 | 3.92 | 86 | 3.41 | 41 | 1.62 | |
| 台北市 | 7,807 | 6.17 | 4,188 | 53.64 | 903 | 11.57 | 392 | 5.02 | 437 | 5.60 | 188 | 2.41 | |
| 高雄市 | 6,006 | 4.75 | 4,118 | 68.56 | 839 | 13.97 | 248 | 4.13 | 309 | 5.14 | 173 | 2.88 | |
| 金門県 | 271 | 0.21 | 143 | 52.77 | 110 | 40.59 | 1 | 0.37 | 4 | 1.48 | 3 | 1.11 | |
| 連江県 | 24 | 0.02 | 14 | 58.33 | 1 | 4.17 | 2 | 8.33 | 0 | 0.00 | 3 | 12.50 | |



異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

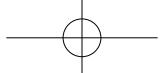
選好があるためと考えられる。

他方、中国籍および外国籍配偶者と結婚した台湾人男性の内訳をみてみたい。2003年に台湾政府が行なった外国籍及び中国籍配偶者の生活状況調査(『外籍及大陸配偶生活状況調査報告』)によると、アンケートの回答者(175,909人)の台湾人配偶者の内、知的ないし身体障害者は9.1%、退役軍人2.1%、低所得者1.5%、オーストロネシア語族系先住民族0.8%、その他が87.4%であった。また、中国籍配偶者と結婚した知的・身体障害者は9.0%、退役軍人16.1%、低所得者3.6%、オーストロネシア語族系先住民族1.1%、その他が74.1%に上る(内政部戸政司2004)。また同報告書によると、外国籍女性配偶者の初婚率は97.6%であったが、中国籍女性配偶者は再婚が18.9%であった(ibid.)。ここから、外国籍主に東南アジア系女性は初婚者がほとんどであるが、中国系女性は約2割近くが再婚であることが分かる(本特集の安里論文も参照のこと)。

2-2. ベトナム人移入の系譜

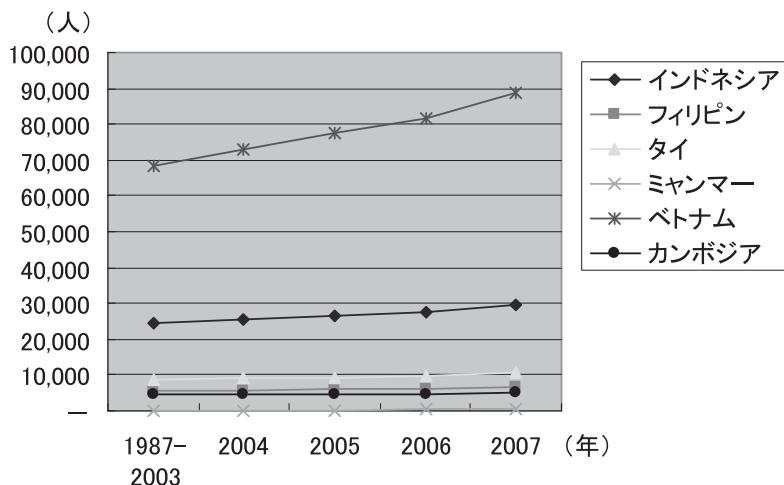
台湾人と外国人女性の国際結婚のなかでも、いわゆる「メールオーダー・プライド」と呼ばれるような「商品化された結婚」が一般的になつたのは、1980年代末以降のことである。東南アジア系女性が台湾人男性の配偶者として移入し始めた背景に、台湾と東南アジア諸国との経済交流の活発化と、先述したように台湾社会における再生産労働力の需要がある。台湾政府は、1987年の戒厳令解除とともに外資管制条例を撤廃し、1990年、台湾企業家の東南アジア諸国に対する投資額は対米投資額を上回った。1993年には「南向政策」を打ち出し、積極的に東南アジアへの投資を行なうよう環境が整えられた。また、台湾は1992年以降正式に外国籍労働者を導入し始め、2008年3月現在、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、モンゴルから単純労働者を導入している(黄、葉、李2006:195)。

他方、結婚移民に関して言えば、1987年の戒厳令解除以前の国際結婚がどのような状況であったのかは資料・統計が揃わず不明な点が多いが、1980年代半ばまで女性配偶者は主としてタイやフィリピン出身であった。1991年からはインドネシア人女性が配偶者として台湾に移入を開始した



グローバル・ハイパガミー？

図1 東南アジア系配偶者数推移（1987–2007年）

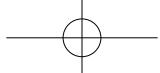


*配偶者数の値について、2003年は1987–2003年間の累計を示す。

(夏2002:169)。

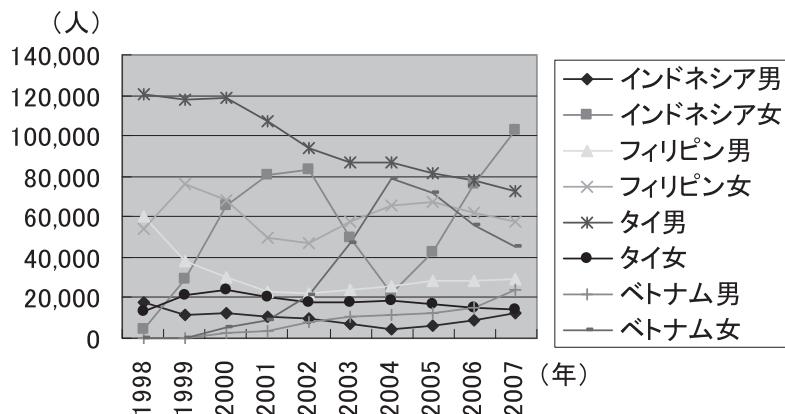
台湾に嫁ぐベトナム人女性が顕著な増加を示したのも、1990年代後半に入ってからである。それ以前、台湾とベトナムは、南北ベトナムが統一された1975年に国交を断絶している。しかし、1987年台湾企業がベトナムに工場を建設したことを皮切りに、1991年台湾側は首都ハノイに商務弁事処（商工会議所）を開設した。1992年にはさらに、ホーチミンに台北経済文化代表処（事実上の在外公館）を開設し、直行便が開通した。この頃から台湾人によるベトナムへの投資熱が高まり、2007年には約10万人がベトナムで企業を展開している。また、ちょうど1993年からインドネシア人配偶者に対するビザの発給に時間がかかるようになったため、仲介業者が新たな市場としてベトナムへ転向したこととも、その後のベトナム人配偶者増加に寄与している（ibid.）（図1）。

なお参考までに外国籍労働者の動向にも触れておきたい。ベトナム人労働者については、1999年から導入が開始された。ベトナム人労働者導入の裏幕には、インドネシア人労働者をめぐる台湾－インドネシア双方の駆け



異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

図2 東南アジア系外国籍労働者数推移(1998–2007年)¹²⁾



引きがあり、台湾政府は2002年から2004年12月にかけてインドネシア人労働者の導入を凍結した(安里2005:7、吾2006:67–68、本特集の奥島論文も参照)。それを受け2002年から2004年にかけては、インドネシア人労働者の数は激減している。その一方、同時期に於いてフィリピン人女性労働者とベトナム人女性労働者が増加している(図2)。

再び図1を参照されたい。2008年現在に至るまで、ベトナム人配偶者数は外国籍配偶者の中でも首位を占めている。彼女たちは、主に南部メコンデルタの出身で、ロンアン省、ドンタップ省、アンザン省、ティエンザン省、ベンチュー省、ヴィンロン省、チャービン省、カントー省、ソクチャン省、ホーチミン市などが主たる出身地である(地図1)。

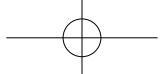
なお、ベトナム人配偶者のエスニシティであるが、1998–1999年王の調査によるとキン族が約73%、華人が約27%であった(王2001)。一方、ベトナム人配偶者と結婚した台湾人男性の出身地は、台北県、桃園県、台中県、彰化県、台南県、屏東県、台北市、高雄市の順に多い(地図2)。なお、男性のエスニシティは閩南人、客家人を問わない。

ベトナム人配偶者の主たる出身地・南部メコンデルタは、米を主要産物とし、発達した水上運輸網によりホーチミンへ米を送ってきた。ベトナム

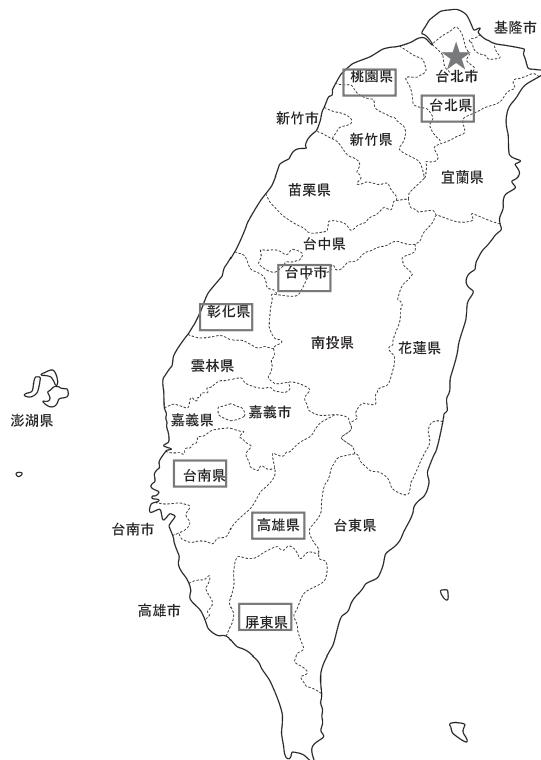
グローバル・ハイパガミー？



地図1 ベトナム人配偶者の主たる出身地域



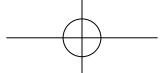
異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)



地図2 台湾人配偶者の主たる出身地域

では従来戸籍登録制度に基づく配給制度があり、その制度が国民の自由な移動を制限してきたが、1989年に配給制度は撤廃された。1990年代後半になると、農村の若年層がハノイやホーチミンといった都市部へ労働のため移動するようになった。これは配給制度以外に、農村部での労働が集約化され、人口成長により、農村部における人口増加が要因として挙げられている（竹内 2006a: 154）。

1990年代末、ホーチミンにおける所得は、「ホーチミン市に従来から在住する者の平均所得は1ヵ月当たり 75万7,600 ドン (cf. 約4,769円)。1円



グローバル・ハイパガミー？

= 158.83534 ドン、2008 年 3 月 24 日現在、以下同様) であるが、同市へ組織的に移入した者のそれは 98 万 1,000 ドン (cf. 約 6,176 円) 同じく自由意志に従って移入した者のそれは、同市に従来から在住する者と比べれば低いとは言え、68 万 900 ドン (cf. 約 4,287 円) には達していた」(竹内 2006b: 176–177)。なお、当時より農村出身者が家庭の経済状況を好転させるため都市部への出稼ぎに行く動きが起きていた (ibid.)。

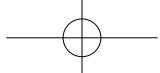
このような状況の下、ベトナム側プッシュ要因には、農村の労働集約化と人口成長が挙げられよう。他方、台湾側のプル要因には、社会文化的要因としては台湾人女性の未婚・非婚率の上昇に伴う男性の結婚難、世代継承への要求、再生産労働負担者への要求が挙げられる。また、ベトナム－台湾間の経済交流の活発化とグローバルな「メールオーダー・プライド」システムの確立・普及も、女性の越境移動を促進させていると思われる。

こうした近年の動向を受けて、2000 年以降台湾政府は外国籍配偶者が中国語や生活知識を学ぶための学校を設置するよう地方政府に通達を出した。また、移民の動態を把握しより効率よく移民の指導を行なうため、2007 年には「入出国及移民署」を開設した。現在政府は「外籍與大陸配偶照顧輔導措施」(外国籍および中国籍配偶者ケア・指導対策) を 2005 年より 10 年間、年間 3 億台湾ドル (≈ 9.8 億円) の予算を組み、外国籍、中国籍配偶者の適応指導教室や語学教室、子どもの課外指導や保育の推進を進めている。政策実施に当たっては、政府各部局や地方自治体各課が直接ケア・指導プロジェクトを推進するほか、NGO や民間団体に委託して実施している。

3. 台湾・ベトナム国際結婚配偶者の属性

台湾における国際結婚をめぐる研究では、結婚移民女性の社会統合を目指とした研究が多数行なわれた (蕭 2000、鄭 2000、陳 2001、邱 2003)。また、社会学者の王 (2001)、夏 (2002) は、国際結婚が興隆する政治的経済的背景を台湾企業による東南アジア諸国への投資に求め、そのメカニズムについて論じている。

その他、国際結婚カップルの配偶者の特性についていくつかアンケート



異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

調査が行われており、配偶者の(1)年齢層・夫婦間の年齢差、(2)学歴、(3)所得・職種に台湾人同士の結婚と比較して顕著な特徴がみられることが明らかになっている。国際結婚を行なった台湾側、ベトナム側の配偶者の社会人口的特性について、いくつかの先行研究と筆者自身の調査データから相互補完的に述べたい。社会学者である張が、外国籍配偶者とエスニシティとの相関関係を調査するため、1994～1995年に台湾、2001年にベトナムでアンケート(N=46,581)を行った。その成果に基づくと、妻=ベトナム人の結婚時の年齢平均は21.9歳、夫婦間の年齢差平均は13.9歳に上った(張2007:73)。さらに教育程度についてみると、表6・7の通りである。

表6と表7の根拠となった資料はあいにく比較項目が完全に一致していないため、2003年に結婚登録を行なった台湾人配偶者の中に、非識字者がどの程度含まれているかは明らかではない。しかしながら、台湾人女性配偶者とベトナム人女性配偶者の教育程度をみると、前者が高等教育以上が約8割を占めるのに比して、後者は初等・中等教育程度に集中する。一方、

表6 国際結婚夫婦の教育程度

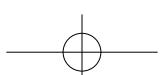
| 夫／妻 | 非識字者 | 小卒 | 中卒 | 高卒 | 専・大以上 |
|-------|------|----|----|----|-------|
| ベトナム妻 | 2 | 35 | 39 | 19 | 3 |
| 台湾夫 | 0.47 | 12 | 44 | 37 | 7 |

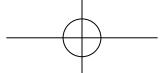
単位: % (張2007:73)

表7 2003年台湾人配偶者・東南アジア系配偶者の教育程度¹³⁾

| 夫／妻(人) | 小卒以下 | 中卒 | 高卒 | 専門学校 | 大学以上 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 台湾妻(124,665) | 0.03 | 14.85 | 37.50 | 23.09 | 19.34 |
| 台湾夫(167,160) | 9 | 21.96 | 34.55 | 16.24 | 17.83 |
| 東南アジア妻(16,600) | 28.88 | 45.01 | 20.86 | 0.49 | 4.76 |
| 東南アジア夫(1,081) | 28.21 | 43.49 | 19.61 | 1.48 | 7.31 |

単位: %





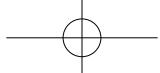
グローバル・ハイパガミー？

台湾人男性配偶者の平均とベトナム人女性と結婚した台湾人男性の教育程度を比較すると、前者では高卒以上が全体の約7割を占めるが、後者では中卒者が最も多く小～高卒に集中している。ここから、台湾人女性配偶者に比べて、ベトナム人女性配偶者の教育程度は概ね低く、またベトナム人女性配偶者と結婚した台湾人男性配偶者の教育程度も平均より低く、中・高卒者が多いことが分かる。

次に、筆者が2007年10月に台北のキリスト教系NGO——財団法人エデン社会福利基金会——主催の中国語教室に通うベトナム人女性10人から得たアンケートから、台湾人男性と結婚したベトナム人女性のより詳細な属性、配偶者の属性について説明する¹⁴⁾。そもそもこのNGOは高齢者や身体障礙者に対して、支援活動を行っていたが、その中で支援対象者の多数が東南アジア系女性と結婚しており、彼女たち配偶者も支援を必要としていることが発覚したという。こうした状況を受けて、このNGOではベトナム人女性を対象に中国語教室を開設する運びとなった（写真1）。この経緯からも、ベトナム人女性配偶者だけでなく一部の台湾人男性配偶者も社会的マイノリティであることが分かる。



写真1 台北の教会にて行われる中国語教室の風景（2007年10月）



異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

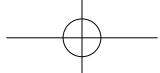
今回のアンケートでは、本人と夫の年齢、出身地、宗教、民族、家族構成、学歴、結婚歴のほか、海外就労歴、結婚の経緯、就労、送金状況などについても記入してもらった。まず回答者は、全てベトナムの主要民族であるキン族で、仏教徒であった。女性の年齢は21～32歳で、女性と夫の年齢差は、1～5歳が0人、6～10歳が1人、11～15歳が2人、16～20歳が4人、21～25歳が1人、26～30歳が2人であった。平均年齢差は、18.5歳であった。

ここで次に妻の学歴は、小学校卒業・退学が3人、中卒3人、高校4人となっている。子どもの数は、妊娠中1人、0人が1人、1人が3人、2人が4人、3人が1人であり、子どもの最長年齢は7歳であった。一方、女性たちの夫は全員閩南人で、桃園、台北、宜蘭の出身者である。夫の学歴は、小卒1、高卒4、大卒1で不明3という回答であった。また、夫に離婚歴があるケースは2件、女性側は全て初婚であった。表7と対照すると、妻の学歴は張の調査結果に比して若干高学歴傾向を示しており、夫は高卒者が最も多い。

さらに、経済面についてであるが、10人中現在も就業しているのは4人のみであった。職業は、夫と共に屋台を運営している人が1人、清掃業1人、レストランのウェイタレスが2人で、いずれも第三次産業に従事していた。月収は、ウェイタレス2名は10,000～15,000台湾ドル(≈32,667～49,000円、1台湾ドル=3.2667円、2008年3月24日現在、以下同様)の間で、夫と屋台を経営している女性1人が15,000～20,000台湾ドル(≈49,000～65,334円)、清掃業1人が20,000～25,000台湾ドル(≈65,334～81,667円)であった。また、送金額は年間で15,000～61,314(≈49,000～200,294円)の間であるとの回答を得た。ベトナムへ送金した場合、手数料を差し引くと約14,531～60,700台湾ドル(≈47,468～198,288円)となる。

女性たちの来台前の仕事については、裁縫1、衣服販売1の回答の他は無回答8であったので、十分な情報を得ることができなかった。

内政部が2003年に実施した外国籍及び中国籍配偶者の生活状況調査(『外籍與大陸配偶生活状況調査報告』)には東南アジア系女性の出身国別統計は掲載されていないのだが、就業状況の参考資料としてみたい。「仕



グローバル・ハイパガミー？

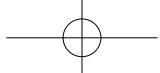
「事がある」人が 19.6%、「仕事がない」人が 66.6% に上る。「仕事がある」人の内訳は農林水産業 7%、工業 9.5%、サービス業 7.2%、公務員 0.2%、アルバイト・パート 12.5% であった（内政部 2003）。筆者のアンケート回答者が居住する北部地域に限定して就業状況をみてみると、「仕事がある」人が 24.9%、「仕事がない」人が 63.9% に上り、「仕事がある」人の内訳は農林水産業 0.5%、工業 13.2%、サービス業 10.2%、公務員 0.4%、アルバイト・パート 10.1% であった（ibid.）。筆者の得たアンケート結果は母数が少ないため比較することはできないが、就業中の者すべてがサービス業に従事していた。彼女たちの所在地が台北市という都市であるため、サービス業に容易に従事しやすいものとおもわれる。

なお、2007 年 10 月における清掃業の全国平均月収は男性 28,924 台湾ドル（≈94,486 円）、女性 22,488 台湾ドル（≈73,461 円）であり、それ以外のサービス業は男性 25,253 台湾ドル（≈82,493 円）、女性 21,572（≈70,469 円）であった¹⁵⁾。つまり、清掃業に従事している女性はほぼ平均的所得を得ているが、サービス業従事の二人の所得は平均を下回っている。この格差がなぜ起こるのかについては、個別のケースを証左にみていく必要があり稿を改めたい。

3-2. グローバル・ハイパガミーの舞台裏——移住先社会での低階層への編入

国際結婚のなかでもいわゆる「メールオーダー・プライド」と称される国際結婚は、男性の出身国が女性の出身国よりも経済発展が進行している組み合わせで行われる。それゆえ女性にとって、国際結婚はグローバル・ハイパガミーであるかに思われる。

筆者が台湾人男性に「ベトナム人女性は結婚相手としてどのような長所があると考えるか」と質問したところ、「ベトナムはベトナム戦争を経ているから、一般的にとても貧しい。台湾へ嫁いでくれる女の子は、都市で育ったお嬢さんではなくて農村出身の純粋な子たちだ。そういう人のほうが苦労に耐えられるし、物質的欲求も少ない」との答えが頻繁に返ってきた。実際にベトナム人女性と結婚した男性も、「ベトナムの生活はま

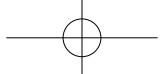


異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

るで1960年代の台湾の田舎の生活そのものだ。わたしはあの時代の女性に憧れる。だから、昔の伝統的な女性を思わせるベトナム人と結婚したのだ」という。このように、台湾人男性はベトナム人女性に「苦労に耐える、貧しさに耐える」イメージを抱いていることがしばしば見受けられる。ある男性などは「ベトナムに比べれば、台湾は天国だ」と、両国の経済格差を根拠に台湾での生活を絶対的に「裕福である」と肯定する発言すら行なった。だが、果たしてそうなのだろうか。

例えば、台湾で結婚したあるカントー省出身のベトナム人女性によると、「私の同級生で学校の先生をしている人がいるが、彼女の月給は2,000台湾ドル(≈6,533円)しかない。どれだけ少ないことか」という。この給料額は、台中県東勢鎮ならば工場労働ないし農業労働の3日分の報酬に当たる。確かに、ベトナムと台湾の経済格差を鑑み、個々人が得られる労働報酬を比べれば歴然たる差が存在しよう。しかしながら、前述したように台湾人男性と結婚しているベトナム人女性は、概して台湾人女性よりも学歴が低く、また新たに中国語能力の獲得に時間を有するため、高報酬の職業に就けるとは限らない。特に農村部でベトナム人女性が就ける仕事としては、せいぜい農作業および他の家の農作業アルバイト、自営業の手伝い、市場で食品を販売する売り子、美容院店員、製造工場パートなどである。グローバル・ハイパガミーの実際は、結婚移民女性の本国送金において当てはまるが、経済的な上昇を伴うとは限らないのである。以下では、筆者の2004年以来の調査地である台中県東勢鎮における2人のベトナム人女性の物語を挙げて、「グローバル・ハイパガミー」の反例としたい。

2004年末、筆者は台中県東勢鎮にてベトナム人を含めた結婚移民にインタビューを開始した。東勢鎮戸政所が把握している情報によると、国際結婚の最も早い例は、1985年のタイ華僑の女性と東勢鎮の客家人男性との結婚であるという。現在国際結婚数が特に多いベトナム人女性は1998年に婚入が始まった。同様に、ミャンマー人女性は1997年から、マレーシア人女性は1986年から、カンボジア人女性は1998年に婚入が始まった。東勢鎮には中国、インドネシア、ベトナムからは毎年一定以上の花嫁が婚入しており、2004~2006年の順に、中国28人、25人、28人、インドネシア8



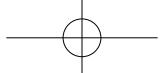
グローバル・ハイパガミー？



写真2 東勢の外国籍配偶者に対する中等教育クラス



写真3 東勢のベトナム料理店



異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

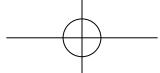
人、5人、13人、ベトナム40人、11人、12人となっている。中国、香港、マカオを除く外国人花嫁は2004年までの累計で961人に上る(以上、横田2008:8)。ただし、筆者の調査では1985年以前にもインドネシアから婚入している事例が明らかになっているが、記録には残されていない。

筆者は、調査に当たって知人の台湾人にインフォーマントを紹介してもらった他、東勢鎮にかつてあったベトナム料理店や結婚移民対象の中国語教室へ赴き、直接声をかけてインタビューの目的と内容を伝えインタビューに応じてもらった。個人的にインフォーマントたちの集まりにも参加させてもらった(写真2・3)。特に、ベトナム人女性は人数が最も多く東勢鎮およびその周辺地域に広いネットワークを有しているようであった。少なくとも東勢鎮に居住するベトナム人は互いの名前と職業、家族構成程度の情報を共有していた。筆者は次第にベトナム人女性たちの持つネットワークに沿って調査を行なうようになった。

彼女たちの中には開業医と結婚した女性が一人いたものの、その他の夫は概ね農民や自営業者(ビンロウ、食品販売、食堂経営など)であった。彼女たちはほとんどが20代で学齢に達する子どもがいた。常に身だしなみを整え笑顔を絶やさない彼女たちだったが、たまに笑顔を曇らせ「台湾での暮しはベトナムに比べて楽なわけではない。一所懸命に働いてやっと生活できるくらいなら、台湾に嫁いでくる必要はあったのかしら」と呟く声を聞いた。その中から、ここではキウとフオン(仮名)の物語を紹介したい。キウはベトナム・ティエンザン省、またフオンはアンザン省の出身で、2人ともキン族である。

【キウ：結婚斡旋業からビンロウ売りまで】

キウとは2004年末、後述するフオンの家で出会った。幼稚園年長組に上がったばかりの長女をバイクに乗せ颯爽とやってきた。當時彼女は26歳という若さながら、すでに女社長の風格が漂っていた。彼女はティエンザン省の出身で、小学校の卒業を待たずに雑貨店などで家族のために働き始めた。両親は元々農業をしていたが、2004年当時はホーチミン市に移動し労働者にコーヒーを売る仕事をしていた。



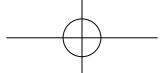
グローバル・ハイパガミー？

彼女はホーチミン市でウェイトレスをしていた1998年、外国人と国際結婚して海外へ移住するチャンスがあることを知った。同僚の女性たちと話し合い、海外に出るチャンスをつかもうと皆で一緒に婚姻仲介業者に登録した。キウがティエンザン省からホーチミン市へ移動した1990年代末、前述のようにベトナムでは戸籍登録制度に基づく配給制度が廃止され、農村からホーチミン市へ移動する農民が増えた頃であった。また、彼女が国際結婚仲介企業に登録したころ、すでに台湾ではベトナム人配偶者が誕生して3年が経過していた。

キウは仲介業者の紹介で、台湾人の夫（2004年当時38歳、客家人）と結婚した。夫は両親と弟と共に工場を経営していた。夫婦には娘が2人（4歳、5歳）誕生した。彼女は結婚後、しばらくの間は中国語教室に通い中国語の習得と生活常識を学習していた。しかし、他の外国籍配偶者と同様に第一子を妊娠した後、学校に行かなくなった。そのため標準中国語の「読み・書き・話す」は独学で習得した。漢字の習得度は高いとはいはず、自身の名前を書くことができるが新聞を読むことはできない。だが、彼女は工場経営が順調にいっていた頃は、社長の妻として客の接待や経理を担当していた。そのため、客家語や閩南語を学習する必要が生じ、いずれも多少話せるレベルまで習得した。

キウは次第に自ら結婚仲介業にも手を染めるようになった。ホーチミン市に住む母親のネットワークを通じて、カントー省およびアンザン省の女性5人を東勢鎮の男性に紹介した。女性たちはキウが住む「里」（台湾の末端行政単位）内の男性に嫁いだ。つまり全て夫の隣人が彼女の顧客となつたのである。内政部の生活状況調査でも、外国籍配偶者の48%が「友達による紹介」を通して台湾人男性と結婚をしている（内政部2004）。こうした引き合わせは、先に台湾へ婚入した結婚移民自身によって行われ、親戚、友人の範囲に広がっている。実際に東勢鎮でも親戚、学校の同級生同士が互いに知らないまま結婚し、台湾で再会を果たすことも珍しくない。

キウは5組のカップルを誕生させたので、50万台湾ドル以上（≈1633,350円以上）の利益を上げたと考えられる。しかし、キウが仲介業を始めたのには、夫の工場経営の斜陽化が起因していた。結婚の翌年、1999



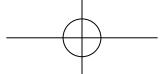
異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

年921大地震が起きたため夫の工場経営は芳しくなくなってきた。夫は次第に毎日酒を飲むようになり、仕事をできない状態になった。彼女は夫がアルコール中毒を克服し、再び一家団欒を迎えるよう奔走した。しかし、夫は治療を拒否し、夫婦のあいだには次第に喧嘩が増えるようになった。いよいよ工場をたたんでからは、ビンロウ販売店で働くようになった。

台湾ではビンロウジュの実にキンマの葉を巻き石灰を挟んで噛む習慣がある。ビンロウを噛むと覚醒作用が得られるので、主として労働者階級の男性が好むほか、オーストロネシア語族系先住民族でよく見られる習慣である。かつてビンロウは街の片隅でひっそりと売られていたが、利益率が高いので1990年代以降、10代～20代の若い女性に下着同然、裸同然の格好をさせ販売に当たらせるようになった。ビンロウ売りは「檳榔西施」〈bing-lang xi-shi、中国語〉と呼ばれており、売り子はあられもない格好で一種の性的サービスを提供することにより、ビンロウの売上げに貢献する。こうしたビンロウ販売は、特別な技術を必要としないのに毎月2万元程度(≈65,334円、レートは上記に同じ。以下同様。)もの給料を得られることから、低階層に属する若くて美しい女性にとって魅力的な職業である。これまでビンロウ販売には、オーストロネシア語族系先住民族の若い女性や学歴の低い女性が従事してきた。

東勢一帯でもそのビンロウ販売に、2005年ごろからベトナムや中国などからの結婚移民が従事するようになった。キウも東勢鎮から離れた町にあるビンロウ店で働き始めた。ビンロウ店の給料は、通常中国やベトナム出身の女性たちが工場労働で得る給料より多い。東勢鎮の工場や農場での給料は、一日8時間労働で600台湾ドル程度(≈1,960円)、20日働くと12,000台湾ドル(≈39,200円)である。キウが比較的報酬が高額で得られやすい「檳榔西施」を新たな職業に選択したことは、興味深い事実を示している。結婚移民がビンロウ売りになることは、オーストロネシア語族系先住民族や低学歴の女性とともに下層労働者層をなすことを意味している。

キウは長年の接客経験を活かし業績を上げていった。しかし、さらに収入を得るためにナイトクラブでも働くようになった。筆者の調査によると、



グローバル・ハイパガミー？

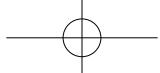
ナイトクラブでベトナム人女性が得る月給は40,000~50,000台湾ドル(≒130,668~163,335円)に上り、30代の一般会社員の給料に相当する。キウは給料をベトナムに送金し続け、ついにホーチミン市内に家を購入した。現在家族はそこに住み、母親は先述のコーヒー販売を既にやめてしまった。現在は家屋一階部分をテナントとして貸し出した家賃収入で暮せるという。このように、ベトナムの実家はある程度の資産を持ち、最下層を脱しているが、キウ自身は台湾では最下層に位置している。

【ファン：賭場主の後妻として】

ファンと出会ったのは、キウと同じく2004年の年の瀬であった。東勢鎮唯一のファーストフード店に、幼い娘と中学生くらいの女の子を引き連れてやってきた。3人の関係を推測できずにいると、中学生はファンを「阿姨」(a-yi、中国語：おばさん)と呼んだ。彼女は、ファンの夫と前妻に生まれた娘で当時16歳だった。

ファンは2008年で30歳になる。ファンは先述のキウが仲介した5人の結婚移民のうちの1人で、2001年に嫁いできた。ファンはカントー省の出身で高校卒業後も実家で「家事手伝い」をしていた。両親は農業を営んでおり、米やロンガン(ムクジロ科の果物)を栽培していた。しかし、ファンは日焼けすることを嫌い、農作業を手伝わなかった。前述した渋谷(2000:34)の報告によると、カントー省のある村落では親は子どもが18歳くらいになってから農作業を手伝わせるという。

ファンの村落では自由な意志に基づく恋愛はまだ一般的ではなく、「家事手伝い」をしながら男性から結婚の申し込みを待つのが普通であったという。外で働くかず世間知らずのまま大人しくしていることが、良い縁談に恵まれる道であった。ファンもいつか誰かに見初められる日を心待ちにしていた。21歳になった頃、母の知り合いが台湾人との見合い話を持ちかけってきた。ファンは、いずれ男性と見合いをし、お互いほとんど知らないまま嫁ぐのだから国際結婚も同じではないか、と考えて見合いを受けることにした。ファンの家族は当時経済的に困窮しているわけではなく、家族も彼女からの送金を期待して国際結婚を積極的に薦めたわけではなかった。



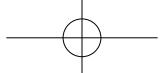
異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

フオンにも、家族を経済的に援助するために自分が犠牲になるのだという考えはなかったという。「何となく台湾は良さそうな国だな。嫁いでみようかしら。」と軽く考えていた。

フオンの嫁ぎ先は、義理の父母、義兄夫婦一家、未婚の義弟が生計を一つにしている拡大家族である。フオンの夫(2004年当時43歳、客家人)は中学卒業後、電力会社から基礎工事を請け負う仕事をしていた。その後20代前半に台湾人女性と結婚し長女をもうけた。彼は前妻の提案でビンロウ店の経営も開始すると共に、東勢鎮一帯の賭博のいわゆる「オヤ」を務めるようになった。彼は坊主頭に幅広のズボン、白い革靴を履き、体のあちこちに刺青を施しており、明らかにチンピラ風情をしている。初めて会った人なら誰しも彼とは目を合わせたくないと思うだろう。フオンは「酒や煙草が嫌いだった私が、まさかそのいずれもやる男に嫁ぐ日が来ようとは、全く夢にも思わなかった」と話した。

結婚4年後、いよいよ義理の母親が体調を崩したため、家事はフオンと兄嫁が分担することになった。しかし、兄嫁はあまり家事をしたがらなかつたので、結局フオンが家事の一切をこなした。家中の掃除と食事の準備のほか、ビンロウ店の店番も彼女の仕事であった。売上金は夫が管理し、そこから一家の食費を出していた。夫は彼女に決まった給料ないし小遣いを渡すことはせず、必要な時に必要な金額をその都度あげていた。外出する際も夫の許可なくしては出かけられなかつたので、彼女は上手く口実を見つけて友人と会う時間を作っていた。

フオンはあまり漢字を読むことができない。中国語教室には結婚後2ヶ月ほど通ったが、ほかの女性にもよくあることなのだが、彼女も妊娠を機に通わなくなつた。出産後、彼女は授業を受けに行きたかったのだが、子どもを代わりにみてくれる人がいなかつたため断念した。フオンは高卒の学歴を有しながらも結婚するまで職歴がなく、また中国語の読み書き能力を獲得していないため職業選択が限られている。娘が幼稚園に入学する時に、彼女は外で働き自分で稼ぎたいのだと夫に申し出た。彼女は外で働くからには今後夫から支給される小遣いを頼りにせず、自分の給料からベトナムの実家へ送金することを約束した。経済的な自立は、フオンがずっと



グローバル・ハイパガミー？

望んでいたことであった。そこで彼女は東勢鎮にあるキノコ栽培場で働き始めた。

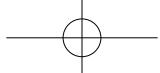
フオンは、東勢鎮内の加工場で一日 8 時間、日給 600 台湾ドル（≈1,960 円）の条件で働いている。この仕事は労働保険の加入が認められておらず、有給休暇もない。1 ヶ月 20 日間勤務してようやく 12,000 台湾ドル（≈39,200 円）の収入が得られる。この金額は、最低賃金を下回る金額である。彼女は、朝 9 時から 18 時まで勤務した後、家に戻り家事を行なう。帰宅後は夫が経営するビンロウ店の手伝いもする。フオンは昨年、1 年ぶりにベトナムへ帰国した時に、農場で働いて貯めた 10 万台湾ドル（≈326,670 円）を実家に持って帰った。彼女は溜息をつきながら、「ベトナムの家族に少しでもお金を残そうと思うと、自分にお金をかけることはできない。その上、最近子どもの教育費のことでの頭が痛い。自分の娘の分と高校に通っている（義理の）娘の分を捻出するので精一杯だわ」と話した。

「ベトナム人の中にはビンロウ店で売り子をしたりナイトクラブで働いたりしている人もいるけど、そんなことをしたら夫が笑われてしまう。…でも、私が一日働いて得た給料を、彼女たちは一時間かそこらで稼ぎ出しているよね。そう考えると全くばかばかしいのだけれど、人に笑われることはできない」。前述したキウとは対照的に、彼女は生活が苦しくとも「よき女性、よき妻、よき母」として、勤労によって家族を支える選択を選んだ。

おわりに

いわゆる「メールオーダー・プライド」と総称される国際結婚においては、しばしば発展途上国出身の女性が先進国の男性に嫁ぐハイパガミー理解されがちである。本論で取り上げた台湾－ベトナム夫婦の場合も、国家間の経済格差が歴然としている。そのため、おのずと「グローバル・ハイパガミー」であるかのように語られることが多い。

しかしながら、こうした国際結婚を行なうベトナム人女性は台湾人女性に比べると学歴が低く、夫である台湾人男性も同様であるため、当然ながら職業的階層も低い傾向がある。さらにベトナムの学歴が承認されていない



異文化コミュニケーション研究 第20号（2008年）

いこと、すべての結婚移民が系統的な中国語学習の機会に恵まれているわけではないことなどが後に彼女たちの職業選択の幅を狭めることに繋がっている。ベトナム人女性は一部の高学歴者を除いて、台湾の低階層に吸収されていると言えよう。このように、結婚移民は国際的な移動によって経済的に上昇するが、階層が上昇するとは言えない。

さらに、安里論文でも指摘されているように、政府は結婚移民に対して基層的な職業、特に高齢化社会を迎えるにあたり介護労働などへの従事を支援している¹⁶⁾。つまり、結婚移民は現在労働移民が担っているケア労働に、今度は家庭外で従事することを期待されており、「移民の女性化」ストリーム＝再生産労働力の需要の内部で循環していると言えよう。

最後に今後の課題として以下の点を挙げておきたい。本論ではベトナム人女性のグローバル・ハイパガミーを検討したが、そもそも台湾人男性が台湾人女性の内に配偶者を見つける背景に、女性のハイパガミー志向と階層が関連しているのではないかと思われる。その証拠に、台湾人女性と結婚した台湾人男性に比べて東南アジア系女性を娶った台湾人男性の階層は概して低い。国際結婚が興隆するメカニズムの解明には、結婚当事者だけにその要因を求めても明らかにならず、台湾社会の結婚観の変遷や階層分化の進行を検討する必要があろう。

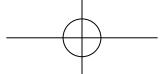
謝辞

本研究は、神田外語大学異文化コミュニケーション研究所共同研究プロジェクト「東アジアの経済統合をめぐる人の移動」の一環として2007年8月・10月に台湾・台中県・台北市で行なったフィールドワークに基づくものである。また、財団法人交流協会日台交流センター「平成19年度台湾研究者支援事業」からも研究助成を頂いた。

調査に際し、財団法人エデン社会福利基金会、および基金会が主催する中国語教室の生徒の皆様、先生方からご協力いただいた。また、台中県東勢鎮のベトナム人の皆さん、台湾人の皆さんに多方面にわたってご協力いただいた。謹んで感謝の意を表し、謝辞とさせていただく。

注

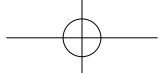
- 1) 漢族は中国や台湾、香港、東南アジア、アメリカに居住するが、少数民族と



グローバル・ハイパガミー？

の対象の上でのカテゴリーとして存在するもので積極的な民族規定はない。台湾には、オーストロネシア語族系先住民族が居住しているほか、約 400 年前に福建省や広東省から移住した漢族の下位方言集団である閩南人や客家人がいる。閩南人は閩南語を話し、台湾人口の約 7 割を占めるといわれている。客家人は客家語を話し、約 13% を占めるといわれている。客家人は閩南人に比べて移住時期が遅く、当時開墾が進んでいなかった内陸部に多く居住している。主な居住地域は、新竹、苗栗、台中県東勢鎮、高雄県美濃鎮、花蓮県である。以上のエスニック・グループが本省人と称されるのに対し、1949 年国民党が大陸から敗走する際に移住してきた人々を外省人という。彼らは人口の約 11% を占め、様々な地域の出身者から構成されている。特に台北市に多くが居住している。

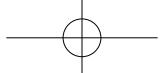
- 2) 内政部「各県市外籍配偶人数按国籍分与大陸（含港澳）配偶人数」（2007 年）より筆者が作表。本表は配偶者の累積数であり、離婚者、再婚者数の差し引きはなされていない。
- 3) 内政部戸政司「結婚人数按新郎新娘国籍分」（2007 年 12 月まで）参照のもと、筆者が作表。
- 4) 入出国及び移民署、戸政司（2008）「各県市外籍配偶人数按性別及原属国籍分」2007 年 12 月分より筆者が作成。
- 5) 「居留証」とは外国人、外国人労働者および中国籍配偶者などが長期滞在する際に申請すべき在留資格である。
- 6) 「依親居留」とは、台湾人と結婚して 2 年を満たす者、あるいは結婚し子どもを出産した者が申請できる在留資格で、台湾において合法的に労働できる。台湾人配偶者が死亡し、かつ子どもがいない場合は、強制的に退去させられる。台湾人配偶者との間に子どもがいるものの、離婚した場合は、子どもを親族として本資格を申請できる（行政院大陸委員会 2006: 27）。
- 7) 「長期居留」とは、「依親居留」の資格で 4 年間滞在し、かつ毎年 183 日以上台湾に滞在してきた者が申請できる。本資格を以って、中国大陆に住む父母は毎回一ヶ月を期限として台湾に来ることができる（行政院大陸委員会 2006: 28）。
- 8) 「定居証」とは、「長期居留」が 2 年を満たし、毎年合法的な滞在が 183 日以上あり、20 歳以上、犯罪記録が無いこと、大陸での原籍を失っていること、財力証明（約 38 万台湾ドル ≈ 124 万円）の条件を満たせば申請できる（行政院大陸委員会 2006: 30）。
- 9) 内政部「各県市外籍配偶人数与大陸（含港澳）配偶人数按取得証件分」（2007 年）より筆者が作表。
- 10) 「外僑居留」とは、外国人で①中華民国籍を持つ親族をたよって長期滞在、②就業・投資、③留学、④布教活動、⑤韓国華僑の長期滞在を目的とする場合の



- 異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)
- 在留資格である。「外国人労働者」は別の在留資格を持つ。(内政部入出国及移民署 http://www.immigration.gov.tw/aspcode/show_menu22.asp?url_disno=173, 2008年2月19日参照。)
- 11) 行政院労工委員会 HP「外籍勞工人数——按国籍及性别分」2008年3月26日閲覧。
 - 12) 但し、1988–2003年は累積数。
 - 13) 内政部戸政司「2004年年報・台閩地区結婚人数按新郎新娘年齢、国籍及教育程度分」を参照し作表。
 - 14) 本アンケートを実施するに当たっては、財団法人エデン社会福利基金会および中国語教室の生徒の皆様、先生方から協力を得た。エデン基金は、従来視覚障害、肢体不自由者のための職業訓練や、発達障害児に対してケアを行なってきた。次第に、外国籍配偶者を娶る男性が増えていることに気づき、ケア対象を外国籍配偶者にまで拡大することになった。2002年基金会内部に部門を設置し、中国語教室、生活困難者への補助金支給、ベトナムにおける婚前指導、「台越児」(親が離婚しベトナムへ帰国した子ども)のための授業を行なっている。現在、幼稚園をホーチミンに二箇所、ヴィンロンに1箇所、ドンタップに1箇所開園している。その費用は、ベトナムに投資している台湾企業と台湾国内での募金により賄われている。
 - 15) 内政部主計處「受雇員工薪資調查統計——性別統計指標」<http://www.dgbsa.gov.tw/ct.asp?xItem=1135&ctNode=3253> 2008年3月30日閲覧。
 - 16) 筆者が労工委員会にてインタビューした内容によると、当委員会等が結婚移民に対して職業訓練を行っている内容は介護士、美容師、調理師である。

参考文献

- 安里和晃(2005)「介護労働市場の形成における外国人家事・介護労働者の位置づけ——台湾における事例から」『経済学論集(民際学特集)』44-5号、1–29頁。
- 上杉妙子(2005)「家事労働移民研究の現在——女性移民の主体性をめぐって」原ひろ子監修・「原ゼミの会」編集委員会 編『ジェンダー研究が拓く地平』文化書房博文社、243–262頁。
- 佐々木明(1994)「ハイバガミー」石川栄吉他 編『文化人類学事典』弘文堂、581頁。
- 渋谷節子(2000)「メコンデルタ・カントー省の家族と社会——農村の家族生活の概観を中心に」『ベトナムの社会と文化』(ベトナム社会文化研究会)2号、26–45頁。
- 竹内郁雄(2006a)「第4章 ドイモイ下ベトナムにおける「共同体」の存在と役割および『政府』の失敗——経済開発論的アプローチからみた“国家”と“社会”との関係」寺本実 編『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐって』アジア経



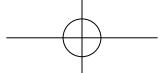
グローバル・ハイパガミー？

済研究所、133–181 頁。

- （2006b）「第 5 章 ドイモイ下のベトナムにおける農村から都市への人口移動と『共同体』の役割試論」寺本実 編『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐって』アジア経済研究所、163–199 頁。
- 横田祥子（2006）「〈新台湾之子〉の発達障害問題にみる「中国人性」継承への懸念をめぐって」『民俗文化研究』（民俗文化研究所）7 号、127–139 頁。
- （2008）「台湾・国際結婚移住者をめぐる社会人類学的研究——台中県東勢鎮の事例から」（2007 年度日台研究者支援事業 研究成果報告書）。

〔中国語〕

- 王宏仁（2001）「社會階層化下的婚姻移民與國內勞働市場——以越南新娘為例」『台灣社會學研究季刊』41、99–127 頁。
- 夏曉鵬（2002）『流離尋岸——資本國際化下的「外籍新娘」現象』唐山。
- 邱琡斐（2003）『性別與移動——日本與台灣的亞洲新娘』時英。
- 行政院大陸委員會（2006）『大陸配偶移居台灣的生活指南』行政院大陸委員會。
- （2007）「大陸配偶移民制度簡介——兼論非法移民」（* 内部資料）。
- 吾非奴（2006）『我家的外勞』新路。
- 朱柔若、劉千嘉（2005）「大陸新娘在台灣的認同問題探討」『社區發展季刊』112 期、179–196 頁。
- 蕭昭娟（2000）「國際遷移之調適研究——以彰化縣社頭鄉外籍新娘為例」（国立台湾師範大学地理研究所碩士論文）。
- 張翰璧（2007）『東南亞女性移民與台灣客家社會』中央研究院人文科学研究中心亞太区域研究專題中心。
- 陳麗玉（2001）「來自東南亞的『新娘』——一個後殖民女性主義觀點的深度報導」（台湾大学新聞研究所碩士論文）。
- 鄭雅斐（2000）「南洋到台灣：東南亞外籍新娘在台婚姻與生活探究——以台南氏為例」（国立東花大学族群關係與文化研究所碩士論文）。
- 内政部（2003）「表五十二 受訪外籍配偶工作狀況（統）」『内政部九十二年 外籍與大陸配偶生活狀況調查報告』（CD-ROM）。
- 内政部（2007）「各縣市外籍配偶人數按國籍分与大陸（含港澳）配偶人數」。
- 内政部戶政司（2004）「2004 年年報・台閩地區結婚人數按新郎新娘年齡、國籍及教育程度分」。
- （2007）「結婚人數按新郎新娘國籍分」（2007 年 12 月まで）。
- 内政部戶政司、入出国及び移民署（2008）「各縣市外籍配偶人數按性別及原屬國籍分」2007 年 12 月分。
- 黃政儀、葉春淵、李家銘（2006）「外勞政策調整之經濟分析——可計算一般均衡模型之應用」『台灣銀行季刊』57（2）、190–217 頁。



異文化コミュニケーション研究 第20号（2008年）

〔英語〕

- Constable, N. (2005). A Tale of Two Marriages International Matchmaking and Gendered Mobility. IN: *Cross-Border Marriages : Gender and Mobility in Transnational Asia*. (pp166-186) .University of Pennsylvania Press.
- Lavley, W. (1991). Marriage and Mobility under Rural Collectivism. IN: R. S. Watson and P. B. Ebrey (Eds.), *Marriage and Inequality in Chinese Society*. (pp. 286-312). Berkeley and L.A.; University of California Press.
- Watson, R. S. (1991). Wives, Concubines, and Maids: Servitude and Kinship in the Hong Kong Region, 1900-1940. IN: R. S. Watson and P. B. Ebrey (Eds.), *Marriage and Inequality in Chinese Society*. (pp. 347-368). California: University of California Press.